

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成24年12月7日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第54号所管分の審査	2
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、嶋野浩一郎委員、森西正委員）	
議案第64号の審査	15
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、嶋野浩一郎委員、森西正委員）	
議案第56号の審査	20
質疑（山崎雅数委員）	
議案第59号の審査	22
議案第58号の審査	22
採決	22
閉会の宣告	22

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年12月7日（金）午前10時 1分 開会
午前11時56分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一歳	副委員長 本保加津枝	委員 南野直司
委員 弘 豊	委員 山崎雅数	委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦	同部次長 井口久和
同部参事兼環境業務課長 野村眞二	
環境センター長 早川 茂	同センター長代理 城島龍彦
保健福祉部長 福永富美子	同部次長兼国保年金課長 堤 守
保健福祉課長 前野さゆみ	高齢介護課長 石原幸一郎
高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子	障害福祉課長 吉田量治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦	同局書記 寺前和恵
-----------	-----------

1. 審査案件（審査順）

議案第54号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第64号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第56号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第59号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(午前10時1分 開会)

○森内一歳委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走のお忙しいところ、また衆議院議員選挙のさなかではありますが、ご参集をいただきまして、そして委員会をお持ちいただき、ありがとうございます。

きょうは、過日の本会議で付託されました案件についてご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席させていただきます。

○森内一歳委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森内一歳委員長 再開をします。

議案第54号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。

一般会計補正予算書24ページ、目7の障害福祉費の相談支援事業委託料について、当初予算にもあったと思うんですけども、ここにきて500万円の府支出金が入ると。事業内容についてお聞か

せいただきたいと思います。

補正予算書28ページ、予防費のワクチン接種ですね。これの増額の理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

補正予算書7ページ、債務負担行為で健康管理システム事業、それから受電設備点検委託事業、これは環境センターとお聞きしましたので、これについても説明をいただきたいと思います。

健康管理システム事業の説明はもう何回かやっているとありますが、改めて管理システムの中身そのものについてお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 以上ですか。

吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉課に係る山崎委員のご質問について1点お答えしたいと思います。

内容に関しましては、地域体制整備コーディネーターの設置委託料ということで、入所施設とか病院から地域生活へ移行するという内容が、平成24年度から障害福祉計画の重点的な施策になっております。これらの計画の実現のためには、地域での受け入れ態勢の整備や、入所施設または病院とのネットワークなどが非常に重要になっております。本市でも、その実現のために障害者の総合相談支援センターが中心になって、平成24年4月以降から、地域で受け入れのネットワーク体制に取り組んでまいりました。その結果、4月から現在までで3名の方が地域への移行をされております。また、現在、病院からお一人、地域移行への支援を受けられておるという状況にもなっております。

さらに、本年10月から総合相談支援センターは基幹相談支援センターとなって、市の相談支援の中核的な役割を担っていただいております。

これらの活動状況が一定認められたということで、大阪府がやっております地域体制コーディネーター、府下15か所ということなんですけれども、その対象の事業というお話がございましたので、このたび補正予算の対象とさせていただいた状況でございます。

当初、補助事業といたしましては、市2分の1、府2分の1ということでございまして、なかなか配置できる状況ということでもございましたので、このたび、大阪府の制度が変わりまして10割の補助ということもございまして、今回そういうお話とか実績もございましたので、補正予算として上げさせていただいたところでございます。

そういう状況でございますので、職員配置は既に4月からしております。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 予防費の増額の理由ですが、当初、予算組みの段階では、ポリオのワクチンが不活化ポリオワクチンになるという状況はございましたが、まだいつからというのがはっきりしておりませんでしたので、集団接種で予算組みをさせてもらいました。9月から、生ワクチンではなく不活化ワクチンを使用するようという指示がありましたので、10月のポリオ生ワクチンの集団接種をやめて、不活化ワクチンの個別接種ということになりました。また、11月からは、ジフテリア、破傷風、百日ぜきの三種混合に、不活化ポリオワクチンをプラスしました四種混合ワクチンを使用できるようになりました。集団接種から個別接種になったということと、不活化ワクチンは、一人の方が4回接種しなければならないというワクチンですので、接種費用が増加しました。また、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンも、当初見

込みより接種者が増加いたしましたので、そのために補正をお願いしております。

もう一点、健康管理システム事業の債務負担行為についてですが、健康管理システム事業を一括して、平成25年度から29年度までの複数年契約を行うために、債務負担行為の設定を行い、その限度額を2,788万円としております。これは、平成19年度末に成人保健、母子保健、予防接種等の健康管理システムを導入いたしまして、平成20年4月から平成25年3月までの5年間のサポート保守という内容でございました。

サポート保守が終了しますことと、予防接種法の改正、がん検診事業の拡充などの保健事業の変更、さらにはマイナンバー制度の導入も見据えながら、スムーズな業務対応ができるようシステムの更新を行おうということで、債務負担行為を上げさせていただいております。

○森内一蔵委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 受電設備点検委託事業についてご答弁させていただきます。

環境センター内の受電設備の精密点検及び試験については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の委託契約で、電気事業法第42条に基づいて委託を行ってまいります。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 障害福祉費の相談支援事業委託料ですけれども、この相談支援事業は4月から職員を配置して、基幹中心的な相談活動になっていると。大阪府は15か所を認めて、補助がおりてくるということなんですけれども、補助は、来年はもうないと聞いたんですけれども、そうすると、当初の予算でいうと、今回、補正で500万円入っているわけですから、当初から事業を行うという意味では

足りないということになるのかと思うので、来年からはどうなるのか、お聞かせいただきたいと思います。

ポリオも、国から委託を受けている事業ですから、国の責任で、交付をきちんとされてくると思うんですけども、「補正額の財源内訳」で、「その他の財源」についてお聞かせいただきたいと思います。

これも不活化ワクチンになって4回接種。来年からもずっとそういう状態続くと思うんですけども、個別で春からやるのかということになりますし、来年は予算組みとしては足りないということにならないように組んでいくのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

健康管理システム事業の金額、その管理システムについて、私も前回聞いたかわからないんですけども、どういう事業なんですかね。それで、年間550万円ぐらいかかっていくという中身そのものをお聞かせいただきたいと思います。

環境センターの受電設備点検委託事業で、受電設備5年間、電気会社をお願いするんですかね。その辺の具体的なところ、どういう点検をどういうところに委託していくのかということをお聞かせいただきたい。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 来年度以降の件に関しまして、どのようにしていくのかということですが、まず、サービスの利用計画の給付費等の収入の状況ということが、今は計画をつくっている段階でございますけれども、今後継続的に給付費が入ってきておりますので、それらの状況で一定改善していく見込みはあるのではないのかなと考えられます。

また、相談支援の状況は、今後さらに職員配置も含めて、体制整備していく必

要もございますので、それらのことも踏まえまして、総合的に摂津市全体の中で考えていけたらなと思っておるところでございます。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 予防費の「補正額の財源内訳」の「その他の財源」についてでございますが、これは自己負担が肺炎球菌とヒブにはございますので、それが123万5,000円です。

次年度の予算につきましては、既に生ワクチンから不活化ワクチンに変更になっておりますので、それを見通して予算組みをして準備をしているところでございます。

健康管理システムの内容についてでございますが、成人保健と言いましたらば特定健診、がん検診を管理しております。受付から案内、結果発送です。その結果の管理という形で行っております。

母子保健では、乳幼児健診が4か月、1歳半、3歳半、2歳半の歯科健診等がございますので、それを同じように案内から結果、入力まで、その後のフォローというところを管理しております。

そのほかにも、予防接種があります。対象者が多くですし、接種者の管理を行っています。大きくはその三つの業務を管理しております。

○森内一蔵委員長 それ、550万円の中身としての答えでいいんですかね。

前野課長。

○前野保健福祉課長 健康管理システムの内容ではなくて、予算の中の内容ですか。

○森内一蔵委員長 内容をお聞きです。

前野課長。

○前野保健福祉課長 現在使用しているシステムは買い取りという形でしたが、

平成25年度からは、費用の削減というところでいろいろ検討いたしまして、利用料方式で今回提案いただいて、それを採用しております。ですので、月々の見積もりとしましたら、45万円となります。平成26年度からは消費税が8%、27年度からは10%で、5年間を試算してこの額になっております。

○森内一歳委員長 わかりました。

早川センター長。

○早川環境センター長 現在、受電設備を委託している業者は、関電エンジニアリングでございます。過去には関西保安協会等々をお願いしていることもございました。

委託内容でございますが、絶縁抵抗測定、それとか機器点検、機器遮断器の点検、継電気試験等です。あと、ケーブル診断等、ちょっと専門的な内容になるんですが、等々を委託しております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 障害者の分で、総合的にということになるとこの相談事業、この500万円プラスアルファで、この4月から職員配置をしているところの中でかけていくわけですよ。そうすると、この事業そのものはそのままの規模で来年もやろうということになれば、これは一般会計から確保していかないかということになるわけですか。来年の動きとしてお聞かせいただきたいと思います。

ワクチンは自己負担ということなんですけれども、国からの補助はどういう形になるのかお聞かせいただきたい。それで、来年はしっかり予算組みで受けられるようにということはわかりました。ぜひお願いをします。

健康管理システムは、いわばコンピュータを操作してもらい、管理してもらい、そういったことで、人の配置もしてもら

うということになると理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

この健康管理システムと、次の環境センターの受電設備点検も関電エンジニアリングということで、できるところは幾つかあるということになると、契約の内容で、入札とか、その辺をお聞かせいただければと思います。随意契約では最近ややこしいことが多いのかなと思ったりもするので、その辺のこともお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、山崎委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今年度、地域体制コーディネーターの設置の委託料をあげさせていただいておりますが、特に来年度、一般会計から出すという予定はございません。

当初この4月から計画をつくっていただいておりますけれども、この半年で、45名の方の計画をつくっていただいております。摂津市全体では480名の方が主に対象になってくるのではないのかなと。今年度、平成24年度は大体140名の方。来年度は170名の方、再来年度は170名の方という計画的な形での計画相談のスケジュールを考えておりますので、その中で、知的障害の方は200名ぐらいが対象になっております。そういう方の計画を順次つくっていただく予定をしておりますので、一定、この地域移行も含めて体制整備ができてくるのではないのかなと考えております。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 ワクチンに国の補助はあるのかについてでございますが、平成23年度から任意接種というワクチンの中で開始しましたが、国のほうで緊急に接種率を上げるために費用を補助し

ますということでの実施ですので、24年度までは国の補助がございます。

平成25年度につきましては、この法定化ということも検討されておりますので、法定化になると自己負担のこととかはまた検討しないといけないという状況でございしますが、24年度に関しては補助金があるという状態で実施いたします。

健康管理システムでございしますが、人の配置とかはございませぬ。新たにバージョンアップをしていく中で構築していきます。カスタマイズをする場合も、この利用料の中に含まれます。買い取り方式にしますと、そこにカスタマイズする場合は費用とか、保守費用がかかってまいりますので、利用料方式のほうが安価でいけるという理由で利用料方式を入れていくという内容でございします。

○森内一蔵委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 業者選定でございしますが、これについては指名競争入札で行うということになっております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 障害福祉費の相談支援事業は、総合的に体制整備していくと。相談件数は当然ふえていくので、当然利用者にご不便のかからないように、お金のやりくりはいろいろあるんでしょうけれども、事業そのものが小さくならないように、ぜひお願いをしたいと思います。

予防接種の補助金も、法の流れなんでしょうけれども、自己負担も軽くできるのなら、それにこしたことはないと思いますので、また来年度もしっかりお願いしたいと思います。

環境センターの受電設備点検はわかりましたが、健康管理システム事業は、今受けておられるその流れで、業者ももう、次の分も考えて、競争ではなくてということですかね。そこだけお聞きしたいと

思います。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 平成25年4月には稼働しないといけませんので、24年度の予算にいただいております130万円の方で準備を進めて、本会議で議決をいただいてから入札、プロポーザル等の契約を検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、特命や随意契約を行うということとかは考えておりませぬ。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかの委員は。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、私のほうから数点お伺いしたいと思います。

一つは、今もお話がありましたワクチン接種にかかわってなんですけど、当初予算のときに、このヒブや、肺炎球菌ワクチンの件で、当初の予算が少ないんじゃないですかと、足りなくなるんじゃないですかということ指摘もしたかと思うんですけども、やはりそういう状況になっているのかなと、この補正を見て感じています。あと子宮頸がんワクチンについてはどうなっているのかなということで、お聞きしておきたいと思っております。

それから、これは国民健康保険とも重なるのかなと思うんですけども、補正予算書の25ページのところで、国民健康保険特別会計繰出金5,571万円減額ということですが、今回、国保の会計では、国からの見込んでおる予算が減っているということも出ているかと思うんですけども、そうした中で、この関係についてお答えいただけたらと思います。

それからもう一点、先ほど議論がありました相談支援事業の委託料の分なんですけれども、今回大阪府からの補助とい

うことで、委託料をここで補正で発生しているんですが、先ほどの議論でも、来年度以降はわからないよということだったかと思います。

ただ、この相談支援事業自体の中身のところでは、先ほどお答えいただいたように、いろいろと実績も上げてきておられるし、また課題としても、たくさんあるかと思うんですけれども、国や府とかでそれぞれ制度ができたり、消えたり、補助金があったり、なかったりと、そういう中で苦勞してとってきてるんだろうと思うんですが、見通しの部分でどうなのかということやはり心配なのと、実際のその委託を受けておられるところの今の体制で、職員の方は一人、今年度は加配というか、ふやされていて、また来年度以降も必要になってくるんだろうということ、それがその給付費で改善されるということでの見通しは、今のところは立てておられるというようにお聞きしましたが、その辺り、もう少し詳しいところが、もしわかればお聞きしておきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、弘委員のご質問で、相談支援の委託の詳しい点ということですが、主にサービスの利用の給付費自身の仕組みについて、少しお話しさせていただけたらと思っております。

計画の相談ということで、計画をつくれれば1万6,000円という給付費が発生はするんですけれども、なかなかその計画をつくるというのが大変な作業でして、利用者の方のお話をお聞きして、必要なお相談とか方向性まで関係機関と調整しながらということで、非常にそちらの計画をつくるのに、技術も含めて時間がとられると。

ただ、障害をお持ちの方の場合、頻繁に介護保険のようにサービスが変わるといっわけではございませんので、一定、その計画ができ上がりますと、継続の計画に關しましてはそれほど大きなエネルギーというか、かかる方は少ないのではないのかなと、そういう仕組みになっております。

そういうことで、先ほどもお話しさせていただきましたように、当初やはり計画をつくるということに非常にやっぱり時間がかかって、なかなか予定が進まないという状況になっておると。そういうことになっておりますので、順次この対象者の方、平成24年、25年、26年という形で順次させていただく中で、一定継続の部分がふえてきて、その収支に關しても採算がとれてくるのではないのかなと考えておるといっことで、来年度以降は収支がとれるのではないのかなとお話をさせていただいたところでございます。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員の国民健康保険特別会計繰出金の減額についてのご質問にお答えさせていただきます。

このたび、国民健康保険特別会計繰出金の補正減額につきましては、まず国民健康保険基盤安定繰出金につきまして、10月の軽減世帯数の確定等に伴いまして、53万8,000円の減額が生じております。加えまして、一般会計繰出金につきましては、職員の人事異動等に伴いまして、職員給与費等繰出金の増額265万1,000円と、交付税の縮小によります国保財政安定化支援事業の減額5,782万6,000円がありまして、合わせて5,571万3,000円の減額を計上させていただいております。

国保財政安定化支援事業繰出金の大幅な減額につきましては、もともとこの国保財政安定化支援事業繰出金と申しますのは、低所得者が多い等の事情にある保険者に対しての財政支援措置として、地方交付税で算定された額を国民健康保険財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するために繰り入れをするというものでございます。このうち、保険料負担能力補填分につきましては、従来、軽減世帯割合が45%を超えた分のみが対象となっております。本市は平成21年度までは対象外となっております。22年度から40%を超えた分が対象となりまして、初めて繰り入れ対象となり、22年度では大幅に国保財政への繰入金が増加しております。

平成24年度当初予算では、国保世帯の所得低下を見込みまして、23年度決算見込額から約10%の増加を見込みました。しかし、24年の4月25日付で国から通知がございまして、対象となる軽減世帯の割合を44%に引き上げるとともに、交付の割合を0.34から0.26に引き下げるということになりました。大きく制度が変更になり、10月に軽減世帯割合が決定し、軽減世帯割合は増加をしたものの、制度変更があったために減額となり、補正減額を計上させていただいた次第でございます。この変更がなければ、国保財政安定化支援事業に係る国保特会への繰入金は1億1,408万9,115円となっております。ほぼ当初予算で見込んだ額となっていたところでございます。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 子宮頸がんワクチンの接種状況について、お答えいたします。

ヒブ、肺炎球菌は増加しておりますが、

子宮頸がんはまだ前年度の接種率には達していないという状況でございます。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 障害者の相談支援事業で、2回目お聞きしたいんですけども、支援計画の策定ですね、そういったところで1件当たり1万6,000円ということでお聞きしました。そこにかかわる技術なり、時間なり、やはりたくさんかかるけれども、今後で言ったらそれはクリアしていける問題なのかなということでおっしゃられてると思うんですけども、知的障害の方を中心に策定されていて、一方で身体障害の方、精神障害の方などというと、また違ってくると思うんですけども、その辺りのところはどうかということも気にかかります。このことを教えていただけたらと思います。介護保険のケアプランなんかとは違ってということ、そこはよく理解できるんですけどもね。その支援計画のつくり方、その過程を教えてくださいたいと思います。

ワクチン接種にかかわってです。ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチン、これは、諸制度が始まった年度で死亡事例とかそういうこともあって、当初、なかなか接種が控えられている、接種ができないという状況もあって去年とことしと、そういった状況の違いがあるということですけども、子宮頸がんは、大体その希望されている方が受けられるということになっていて、今、そういう状況なのかどうかということも、この際ですから、教えてくださいたいなと思います。

それと、国民健康保険特別会計繰出金の減額ですけども、国の財政支援が年ごとに変ってしまうみたいなことで、今のご説明でもあったわけなんですけれども、そうした中で、ご苦労もされてい

ると本当に思います。そうした中で、やはりそこが減れば減るだけ、やはり摂津市の国保会計は苦しくなるし、そのことが被保険者の市民の方々に重くのしかかってくるようなことになってしまうというのが今の現状なのかと認識しますが、やっぱりそうはしたくないということで、この市の繰出金を減額せずに、突出していくということが、ここで検討できないのかなということも思うわけなんですけれども、そこら辺り、今回の減額について、額も大きいですし、そういったことについての見解を、お聞きしておきたいと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員の2回目のご質問にお答えします。

国保財政安定化支援事業繰入金につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、地方交付税で算定された金額を繰り入れするものでございます。補正予算の査定に当たりまして、原課としましても、そういったことも検討をいただけないかというご相談も財政当局にさせていただいたところでございますが、やはりこの分につきましては、前段の条件として摂津市が不交付団体であったときも、交付税で算定されていた額はいただいていたということを考えてほしいということも言われております。ですから、来年度の繰り入れにつきましては、今後の話になってまいりますけれども、今年度の繰り入れにつきましては、やはり交付税で算定された額をもって繰り入れをするという結論になりました。

ですから、弘委員が言われたようなことは、私どもも検討はさせていただいたんですけれども、やはり原則に従って、この部分は交付税の額でさせていただいたという次第でございます。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、サービス利用計画の、身体障害の方や精神障害の方も含めた特徴について、少しお話しさせていただきたいと思います。

この計画の順番に関しましては、主に国が、入所されている方、新規の方、なかなかご自身でサービスの調整ができない方を優先的に、ということで順次させていただいておる状況でございますので、身体障害をお持ちの方は、一定、ご自身でできる方も多うございますので、後年にさせていただいておって、知的障害の方とか精神障害の方を中心に、なかなかサービス利用ができない方ということで、平成24年度当初から進めさせていただいております。

そういう関係もございまして、比較的、知的障害の方や精神障害の方のサービス利用計画が決定する状況になっておると。

今回、4月以降させていただいたときに、やはり精神障害の方に関しましては、単身の方が比較的多いという結果でサービスを受けているので、国は、継続の部分は6か月に1回程度の訪問等ということでございますが、その状況を見て、3か月や毎月という状況で決めさせていただいたりする方が、比較的多いかなと見ております。

ということで、国の方向性の目安が出ておりますので、それに沿って計画的に進めていきたいなと思っております。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 子宮頸がん予防ワクチンに関しましては、昨年度はサーバリックスという一社のワクチンでございましたが、ガーダシルというワクチンも出てきておりますので、ワクチンの不足という状況にはございません。

先ほど、まだ接種率が昨年達成してな

いと申しましたが、4月から9月までの前半で見たところの比較ではまだ達しておりませんでした。この10月末までの分では、昨年の接種数よりふえてきておりますので、後半で少しずつ伸びてくるのかなと思っていますところでございます。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 国民健康保険の件からですが、今回、市のほうでの繰り入れも財政課にも相談してということでお答えありましたが、原則に従ってということで最後つけ加えておりますけれども、市でこの独自の繰り入れができないとかいうことでは恐らくないと思うんです。介護保険のほうでは、その辺がいつもこちら要望しながら、なかなかそれはできないということでは言われたりするわけなんですけれども、そこら辺りのところで、今回の大きな国の財政支援が減らされるということに当たっては、やはり市として何らかの対応と言いますか、そういうことができるように、年度内に、また何とかしていただきたいと思うわけです。また、国保会計のところ、引き続きお世話になるかもしれませんが、私のほうからはその点、申し上げておきたいと思えます。

相談支援事業にかかわってです。国の計画の優先順位ということでもお答えがりましたが、私、気になるのは、やっぱり身体障害の方とかで言いましたら、ご自分で一定どういったサービスを活用していかうかということを選んでということも、もちろんあるんですけれども、実際その受けられるサービスについての状況をコーディネートして、この計画をつくるにはさまざま技術的なこともあるし、今の制度を熟知してとかいうこともきっと必要だと思えます。そうした点で、とりわけその身体に障害をお持ちの

方は、体の状況が一定ではないですね。中にはその進行で徐々に悪くなられる方もありますし、また精神障害の方などは、これもまたこの状況が一定しない、不安定な時期的なものでありますとか、その心の揺れでいろいろと状況が変わったりと、必要なサービスが必要なときに受けられるのかな、どうなのかなということが気になるわけです。そういった点では、480名の対象者がいらっちゃって、今年度は45件、来年度140件ほどということでの計画の進行の度合いで言いましたら、皆さんのところに行き渡るのに、もうあと3年、4年とかかかっていくのかなということをお考え、そういったところについてはどうなのかということ、その見通しを聞いておきたいと思っております。

ワクチンの件なんですけれども、ヒブでも肺炎球菌でもそうですし、子宮頸がんのワクチンもそうですし、やっぱりその受けさせたいなと思っても受けられないという、そういう状況がやっぱり生まれることのないようにということをお考え、そういった点では、今のところワクチンの不足が生じて受けられないという、そういうケースはないということでお答えをいただきましたけれども、前回の決算の議論のときにも、費用面になかなか高くて受けられないという方がいらっしゃるということで、私も耳にして、そういった点からは、今後、来年度以降で任意接種から法定接種に切りかわるんじゃないかなということも触れておられますけれども、やはりそういった方向を、しっかりと市のほうからもその方向に進んでいくようにということをお求めいただきたいと思えますし、また仮に、国のほうが、そうならなかったときにも、今の自己負担を減らしていくよう

な形が検討できないのか、そういったところについて、今後進めていってほしいということで、この点は要望にしておきたいと思います。

○森内一歳委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、3年間で全ての利用者の方、平成24年から26年度末までの3年間で、全ての障害福祉サービスを受けている方に計画をつくるという国の考え方でございますので、それに沿って3年間に分けて一応予定をさせていただいておる状況でございます。

先ほどもお話しさせていただきましたように、平成24年度140名の方、25年度170名の方、26年度170名の方ということで、480名の方が主な対象者、大人の方ですね。9月末時点で、72名の方に既に計画をつくっておる状況で、進捗率で言いますと、24年度の計画の51%、予定どおり半分を過ぎておるということで、全体の15%ということですので、この計画に沿っていけば、全員の方に27年の4月には計画をつくっていけるのではないのかなと考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 3年で全ての皆さんに計画をつくっていくということで、体制は確保して進めていかれるというご答弁でありました。

これまで相談支援事業でこの摂津市で位置づけて、地域支援コーディネーターの配置も行って、それで今回はその補正で500万円、府からの補助でこういう体制が組めてますけれども、この補正が出なかったら、やっぱり体制的には厳しい中での運営だったのかなと思っております。

そういう点で、この3年間をぐるっと一くくりで見ないと、今の状況で見たら、

委託先の運営状況、経営の実態、そういったところは、まだ事業が始まったばかりですから、そういう中での今回の500万円の補正での委託料だと思いますので、この3年一巡、皆さん全ての計画を見てみないと、今はもう知的障害の方が中心になってつくっている、また身体障害の方、精神障害の方、さまざまなケースに当たっていく中で、どういうふうに時間的にもかかるのか、技術的にも必要になっているのか、またあるかと思えますので、また必要なときにはそこに支援がきちんに行えるよう、担当課のほうでしっかりと検討もさせていただいて、取り組んでいかれるように、これも要望で最後、終わらせていただきます。

○森内一歳委員長 ほかに質疑のある方。 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 先ほどから山崎委員も弘委員もおっしゃっておられましたけれども、私は今回1点だけ、予防接種のことにつきましてお聞かせをいただけたらと思っております。

少し細かい話になるのかもしれませんがけれども、まずヒブワクチンと肺炎球菌のワクチンの接種についてでありますけれども、先ほど弘委員が、当初の予算のいわゆる見込みが少なかったんじゃないのかというお話をされておられました。結果としてはそういうことになるのかなと思っておるんですけども、市民の健康増進をしていくといったお立場からすると、やはりこれはどのように評価されておられるのか、また次年度以降、法定接種になるかもしれないというお話がございましたけれども、さらにこれをふやしていくためには、どのような努力がされていかれるべきであるのか、自己負担金のお話もありましたけれども、まずはその点につきましてお聞かせをいただき

たいと思います。

2点目といたしまして、ポリオの接種のことでありますけれども、年度途中で法が変わるということで、対象となる家庭におきましては、非常に困惑をするんじゃないのかなと思うんですけれども、そこら辺はどのように対処されてこられたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それと、特に子どもに関しては、法定接種については、これ関連質問になってしまいますけれども、どの程度の接種率になっているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、予防接種をすると、時に副反応を起こすことがあるのかなと思えますけれども、平成24年度、今までの段階で副反応についてはどのような状況であるのか、お聞きをしておられるのか、その点につきましてもお答えをいただければと思っております。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 接種率の見込みが少なかったことに関する反省ですけれども、前年度開始になったときに、副反応と思われる例がありましたが、それは結局は予防接種に起因しているものではないということの判断があって、接種が継続されてきましたので、後半で接種率が伸びてきました。前半は接種率が低うございましたので、後半で伸びてきた時点での接種率を勘案して、それに増加するだろうということを見越して、予算は立てさせていただきましたが、それよりもより多く接種者がふえたという状況がございます。

また、医療機関の中でも接種を勧める医療機関もふえましたので、接種率が伸びてきていると思っております。

ポリオが年度途中で法改正がありまし

て、不活化ワクチンという形になりましたが、それに当たりましては、年間日程表に生ワクチンで掲載しておりましたので、ホームページに変更の案内掲載、今までに1回接種されている方や未接種の方に、はがきで変更のお知らせをさせていただきました。あと広報の掲載ということでございます。

法定接種の接種率でございますが、法定接種はたくさんございまして、それによって接種率が違いますが、今、資料が手元にございませんので、また後ほど提出させていただきたいと思えます。

副反応につきましては、発熱、部位の疼痛等は聞くこともございますが、重大な副反応については、摂津市の中では聞いておりません。

○森内一蔵委員長 接種率については、委員に後日、資料の提出をお願いいたします。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 2回目、質問させていただきたいと思えます。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌のワクチンにつきまして、見込みが甘かったんじゃないかということ、特に私はそういうことは思っていないんですよ。ただ、当初見込んでいた数よりも多くの皆さんが接種をされたということについては、市民の健康増進をさせていくという立場からすると、これは喜ばしいことなんだろうなと思うんです。ですから、積極的に評価をしていただきたいなと思っておりますし、次年度以降、法定接種ということも検討されているという話がございましたので、どうなっていくのかわかりませんが、もしこれ任意接種ということになってきたときには、さらに進めていくという観点からしたときに、どうあるべきであるのかと。先ほど弘委員

からも自己負担金のお話がありましたけれども、ぜひそういったことも含めて考えていただきたいなと思っておりまので、よろしくお話をしたいと思っております。

法定のワクチン接種の接種率のことにつきまして、詳細なデータは資料でいただくという話でありましたけれども、それならば、受けておられない方に対して、どのような感じで勧奨されておられるのか、それについてはぜひ、その方法ですよ、きょうお聞かせいただきたいと思っております。

ポリオのことなんですけれども、人間というのは非常に先入観があるものでございまして、私も非常に先入観あるんですけれども、よくあるのが、家庭の中で第1子に関しては今までと同じ、従前のやり方であったと。第2子以降でやり方が変わるということも出てくるんだろうなと思うんですよ。そうなったときに、子どもの予防接種ということについては、家庭ではいろいろと本当に気を使って、大まかな計画みたいなのをつくるんですよ。大体この時期にこれを受けなあかんよなみたいな感じで。そういったところについても、変わりましたということをしつかりとお知らせをしていくということは大事なのかなというように思っておりますので、ぜひ今、ホームページあるいは広報であったりとか、はがきでお出ししているということがございましたけれども、本当にそのいろんなご家庭の立場に立って、きめの細かい周知方法をしていただきまして、困惑のないようなやり方で、進めていただきたいなということをお願いをしたいと思います。

それと、副反応のことでございまして、保健福祉課としては、報告を聞いていないという話でありましたけれども、医療

機関で皆さん受けられるわけですよ。となると、もし何かがあったときには必ず医療機関にお話がいくと思うんですよ。医療機関に来た際には、この摂津市のほうにも必ずお知らせが来るようなシステムになっているのか、その点につきましても一度お聞かせいただきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 現在、法定接種の接種率は後日ということで資料を提出させていただきますが、勧奨方法につきましては、現在行っているのは、MRワクチンの予防接種の3期、4期が、本年度で終了になりますので、未接種の方には、はがきでご案内をしたり、学校に依頼をし、学校から勧奨をしていただくなどをしております。

あと、詳しくはホームページ等に情報を掲載している状況でございます。

副反応の報告に関しましては、医師会をお願いをしておりますして、副反応が生じた場合は必ず、保健福祉課と国のほうに報告していただくというシステムになっておりますので、必ず情報は入ります。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 最後は要望にさせていただきますと思いますけれども、まず副反応のことにつきましてはよくわかりました。安心をさせていただきました。

それと、法定接種をされていない家庭に対する勧奨方法でありますけれども、はがきを送ったりとか、学校を通じていろいろ話があったわけなんですけれども、非常にこれ、レアなケースなのかもしれませんが、親が結局、子どもをネグレクトしていて、全く育児を放棄しているようなケースというのがやっぱりあるんだろうなと思うんですね。やっぱり法定接種といったものは必ずせないかん

わけでございます、それは子どもの健康を考えたときに大事なんだよという話になるんだろうと思うんですけども、やはりそういった子どもたちに対して、どのような対応がとれるのかというのは非常に大きな課題になろうかなと思います。そういった例が今、摂津市の中であるのかどうかも私、ちょっとわかりませんが、もしそういった例が見受けられたときにどう対応できるのか、ぜひその点につきましては、課の中でも一度お話し合いをしていただきまして、子どもが必ず法定接種につきましては接種ができるような体制づくりにつきましては、構築をしていただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

○森内一歳委員長 ほか。

森西委員。

○森西正委員 ほかの多くの委員が質問をされたんですけども、私も予防接種のワクチン、1点に関して質問をさせていただきますと思います。

先ほどから法定接種について、他の委員からも家庭の保護者の自己負担金が少なくなればというお話もあったと思うんですけども、今まで市から法定接種若しくは各家庭、保護者の方が自己負担金が少なくなるように、府、若しくは国への働きかけというのは、どういうふうにされておったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほどのご答弁で、ワクチンの確保はことしにおいては大丈夫ですということでありましたけれども、そのワクチンですね、その確保の仕方と言いますか、これは摂津市のほうか、若しくは各医療機関なのか、若しくは医師会なのか、どういう確保をされて、どういうふうに接種に移っていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

予防接種に関しましては、さまざまな予防接種がありまして、何歳から何歳までの間に接種をしなければならないとか、若しくはその回数を何回しなければならないとか、若しくは接種をして、次の予防接種をするまでに、期間をどれだけあげなければならないかということがありまして、それがなかなか保護者の立場からしますとわかりにくいという部分があって、予防接種をする期間が過ぎてしまうと、予防接種ができなくなるということが多々あるとお聞きしております。その点を市民に対して、その保護者に対して、どのようにお知らせをしていくのか。今までそういうことで予防接種ができなかったりとか、未接種の方の中には接種をしたいんだけど、その期間をもう過ぎてしまったという方もおられると思うんですけども、その点はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 予防接種の自己負担の軽減をどのように働きかけているか、市としてはどう動いているかとのお問い合わせにお答えいたします。

現在は、大阪府の市長会に要望書を出して国に提出しているという形をお願いをしているところでございます。

ワクチンの確保につきましては、各医院が業者に、医師会事務局を通して確保されるということで、市がワクチンを病院にお届けするような確保の形はとっておりません。接種年齢、回数、間隔等のお知らせの方法については、出生届に来られた際に、必ず窓口にお立ち寄りいただいて、問診票をお渡しして、年間日程表に沿って接種方法等を説明するというのがまず一つです。

また、育児相談のときに尋ねられたり、

電話でお尋ねになったり、4か月健診までに全数訪問も実施しておりますので、そういう中で説明していくという形にしております。

○森内一歳委員長 森西委員。

○森西正委員 まず、働きかけにおいては、今後も国のほうにできる限り自己負担が軽減されるように、特に法定接種になりますと、その点は十分をお願いをしたいと思っておりますので、要望とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ワクチンの確保ですけれども、よくインフルエンザ等のワクチンがなかったりということがかつてあったりしました。それは各医療機関にお任せということもあって、ないという情報が流れて、結果的にはたくさん余ったとか、そういうこともありました。その点、市が個々の医療機関の部分を把握するというのは、なかなか難しいとは思ひますけれども、実際に最終的に余ってきたということは、行政側が民間の各医療機関のその確保を、結局把握していなかったからで、いかに行政側が各医療機関のその確保の仕方を把握するかというところが、これ大事だと思ひます。その点を医師会を通じてだとか、何とか行政側が把握できるようなシステム等の検討を考えていただきたいと思ひます。これは今、インフルエンザに関してそうであったんですけれども、ほかの予防接種に関しても同じことが言えないということもないんで、その点は要望とさせていただきますので、ぜひともそういうシステムづくりを、これは摂津市だけに限ってのことでもないと思ひますので、市長会を通じて、国のほうに働きかけをしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、予防接種について保護者がな

かなかわかりにくいということですが、私も子どもがいるので、予防接種について注意はしてるんです。いつ予防接種を受けなければならないかということで、注意はしてるんですけれども、ついついどうなんですかね、予定に書いて、この期間からこの期間に予防接種をしようとかという、この予定を各保護者が組めばできるんでしょうけれども、なかなか難しい方もおられます。その点は保護者の責任だということをと、それまでかもわかりませんが、やはりそういう方を一人でもなくすような働きかけ、動きをしないといけないと思ひますけれども、実際、気にかけてる者でもなかなかわかりにくいということでもありますので、これも今、答弁というのはなかなか難しいと思ひますので、これは要望とさせていただきます。もっと細かく保護者にわかりやすいような形をネットで出されているということでおっしゃいますけれども、なかなかそれを見ていてもわかりづらいという部分がありますので、極力健診のときとか、保護者の方と直接話ができるときに、何とか保護者にわかりやすい形で説明をできるように、創意工夫をお願いしたいと思ひますので、これも要望とさせていただきますので、質問を終わりたいと思ひます。

○森内一歳委員長 本保委員、よろしいですか。

ほかに、もうないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 議案第64号、廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例ですが、本件は、一般廃棄物処理施設に技術管理者の資格を定めるという提案理由でありますけれども、実際に、この摂津市内におきまして、この一般廃棄物処理施設、この条例にかかわってくる、そういう施設はどういったところなのか。そこの実際の技術管理者の状況について、1点お聞きしておきたいと思います。

○森内一歳委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 この一般廃棄物処理施設で、摂津市内にございますのは環境センターだけでございます。平成24年4月1日に、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準の条例委任ということで、各市町村に国のほうからこの技術管理者の資格が委託されたということで、今回この条例の改正をお願いしたところでございます。

平成24年4月1日に施行されておるわけですが、各市町村の条例等の施行の関係がございまして、1年の経過措置を設けられておりますので、25年3月31日までに施行するというところで、今回ご提案をさせていただいております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 今ご説明ありましたが、第二次地方分権一括法の中で、国の省令で定められていた部分が、市の条例でということで、今回こういう形になっているんだと思うんですけれども、これ見させてもらいましたら、省令で定められてい

る部分、ほとんどそのままだと思ってるんです。そういった意味では、例えば市民生活にかかわる部分でありますとか、またこの施設の管理や運営に係る部分とか、そういったところでの大きな変化はないのかなということも感じてはいたんですけれども、ただ1点、その関係する施設が環境センターということで、今回所管が、民生常任委員会にきましたけれども、ごみ処理とかし尿処理とかにかかわっては、これがかかわってくるのかな、どうかなということも感じましたもので、確認のために今聞かせていただいたんですが、その点、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 し尿処理センターにつきましては対象外です。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 わかりました。

環境センターにつきましては、今の技術管理者の資格ということでは、要件を満たしている方が職員の中でいらっしゃるということもお聞きしていますし、大きくこの条例をつくることで変化はないのかなと思うんですけれども、私ども、大もとのところの第二次の地方分権一括法にかかわっては、多くの国基準で定めなければならない部分が、市町村の判断に委ねられるみたいなことになる流れについては、やっぱりそれはおかしいんじゃないかということで意見も申し上げてますし、今回のその例えば出される条例が、国基準よりも緩められてと言いますか、そういうことになるんだったら問題だなということも感じたわけですが、その点、今回のこの条例で、これまでの基準は守られるということ、1点確認のためお聞きしておきたいと思います。

○森内一歳委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 この基準は国のほうと何ら変わらない状況でございます。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 政令の引き写しと聞きましたが、そうすると、今現在、その技術管理者という方は環境センターに何人いらして、誰が指定をして、どういう業務についておられるのか。ここにあります第28条の技術士というのはどういう資格なのか、お聞かせいただきたい。

この第1項第9号の資格がある方、これを見てたら、7年以上、要するに環境業務についていけば、ほとんど資格があるということになるんじゃないですかね。第11号の「市長が認める者」というのはどういったものなのか。資格というか、技術という点では何も要らないのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 環境センターには、現在1名の資格を持った人間がおります。この1名につきましては、施設内の整備、プラントの整備をさせております。

○森内一蔵委員長 第1項第11号の、「市長が認める者」は。

早川センター長。

○早川環境センター長 第11号ですね。

この「市長が認める者」につきましては、例えば今現在、資格を受けている者で、病気等になったときに、代わりにこの資格を持った者が要ということで、委託等ですね、急遽お願いすることもあるかということで、今回上げさせていただいております。

○森内一蔵委員長 範囲ですわ。どういふことを実際、技術士はやるのかと。中身ですね。

○森内一蔵委員長 暫時休憩します。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

城島センター長代理。

○城島環境センター長代理 私が、今、摂津市環境センターの技術管理者をしております。

技術管理者の資格に関しましては、私の場合は大学工学部を卒業しております、衛生工学等は受けてないんですけども、3年以上経過した時点で、川崎市にあります環境省の下部団体になるんですが、そちらの施設で2週間、講習を受けております。その前に半年間のレポート等を出しまして、それをもってそちらで講習を受けまして、最終的に資格をいただいております。

資格の内容ですけれども、施設の管理が一つです。あと運転の計画、焼却施設の運転の計画、この辺を立てるのも一つの責務になっております。あと、廃棄物処理施設にかかわる法令の遵守、これについて行うことになっております。この三つが大きなポイントになっております。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 この第1項第1号と第2号の技術士法における資格というのも同じで、基本的にはその業界団体も同じようないろんな資格を持っているところがいっぱいあるんですけども、そういう講習を受けに行かないかということにはなるんですかね。それに講習を受けに行ったら、いわばこれ第9号まで見れば、7年勤務をしていけば、講習を受けに行ったらもらえるという形になるのかなということと、それから指名は市長がやるんですかね。現在、環境センターで働いておられる方で、指定を受けることができ

る資格をお持ちの方は何人ぐらいいらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○森内一歳委員長 質問の内容わかりますか。

早川センター長。

○早川環境センター長 資格につきましては、今現在、環境センターの職員のほとんどが、講習を受ければ資格を取れる状況でございます。指名は市長にさせていただくということになります。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 政令と同じということなんですけれども、この資格というのは、結構緩いのかな、どうかな。ここにはその講習とか、条件は何も書いてないんですけれども、これを見れば、要するに衛生工学の大学を出てくれば、その講習云々にかかわらずできるのかなと私は見たんですけれども、こういう縛りというか、きちんとした、枠というか、責任を果たせるようにはなっているのかどうか。

○森内一歳委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 技術管理者の業務ということになるのかと思います。それを十分果たせるかどうかということだと思っただけなんですけれども、技術管理者が何を問われるかと言いましたら、廃棄物の処理とか清掃に関して維持管理で技術上の基準に違反がないように、また法令を遵守できることとか、当該施設を維持管理できるだけの力量を持っているか、これが根本かと思っただけなんです。その中で、先ほど申されたように、技術士というのが第一にきております。技術士というのは平たく言いましたら、大学で化学部門を専攻された方であれば、別に実務経験がなくてもできるということであると思っただけなんです。それ以外の技術士の方については、やっ

ぱり実務経験、廃棄物処理についての経験を多少はしてくださいということでもありますので、いろんな条件を緩めるとか、広がった中で、それプラス実務経験があればやっていけるということでもあります。産業廃棄物処理の技術者の講習というのを各地で、環境省辺りでやっていただいていると思うんですけども、これを受ければ、先ほど一番初めに言いました目標、目的に対してかなうだけの技術を持った者として認められるということで、この要件が定められたと考えております。市のほうで環境省令を引き写しということもございますけれども、これについては市のほうで、今までの国の基準を緩めるということじゃなしに、十分維持できているということを前提に、市としてもそれを引き継ぐと考えているということでございます。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

ほかに。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今回、法律が改正されたので、条例も一部改正するというお話なんですけれども、それではそもそもこの法律はなぜ改正されたのか、その背景がどこにあって、何を目的としているのか。それを踏まえて、摂津市として、これから環境センターの運営をどのようにしようと考えておられるのか、私、そこが大事なのかなと思っただけなんです。ぜひその点についてこの際お聞かせいただきたいと思っただけなんです。

○森内一歳委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 今回の条例改正につきましては、要するに地方分権の中で許可、許認可を国から市町村に移すということが先ほども質問の中にございました。これの中でやっていくということですので、それに伴う法令上の変更とご理

解いただいたらいいのかと思います。

ですから内容的には、今まで国がやってたことを当然その市町村が同じようにやっていくということではあるんですけども、今、嶋野委員のお話にもありましたように、環境センターに直接かかわる問題でございますので、今後どう維持をしていくかということかと思えます。そういう意味では、この法律の趣旨から言いまして、やはり国で決めるんじゃないしに、自治体がしっかり決めてやっていきなさいということかと思えますので、我々に課される責任、この技術管理者の選任一つにつきましても、やはり市町村の責任は重くなると考えますので、こういったことも十分踏まえて、環境センターの運営をしていきたいと思えます。また、この施設、余り目立ちませんけれども、非常に大きなプラントでございます。相当な、先ほども電気設備の話もありましたけれども、市内でも有数の工場に匹敵するものと思えますので、これをどうするかということ、我々の今後の市政全体を制するようなどころもあるかと、我々担当としては思っておりますので、十分な管理と技術的な水準を高めていくということは、当然考えながら、こういった条例改正ではありますけれども、新たにそういう思いも持ちまして、今後とも運営をしていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 私も、どのような議論を経てこの国会でその改正になったのかということまでについては、把握はしておりません。そういう意味でいうと、不勉強なのかなというのは自分自身も思っておりますけれども、ただ、要は許認可の権限が市町村にやってきたと、それだけのことでよということでは非常に私は心もとないなと思うわけなんです。

どういふことかと言いますと、摂津市の環境センターの状況というのはあるわけで、やはりそれぞれの市町村でそれぞれの状況があるわけですよ。そういった中で、本当に摂津市の環境センターの運営について求められる能力は、それは何なのかということ考えた中で主張していくということになるんだろうなと。そういったところの具体的な答弁がきょう聞かれたならば、私はよかったのかなと、安心をしてお任せできるのかなと思っただけですけども、いやいや許認可の権限が市町村にやってきただけなんですよと、だからこれ条例変えますというだけであるならば、非常に心もとないなと思わざるを得ない状況なんです。私、今の正直なところを申し上げますとね。

今後、環境センターね、どのような運営を目指していくのか、当然方向性をお持ちなわけですから、そこについては我々もお聞かせいただいておりますけれども、それを踏まえて、この管理者にどのような能力が求められるのかということについて、いま一度整理をしていただけたらなと、今、お答えできないかもしれませんが、具体的な答弁はこの場では結構ですけども、その点について明らかな方向性を持っていただきたいなということだけは申し上げておきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかに。

森西委員。

○森西正委員 今は環境センター、直営でされておられますけれども、この委託を仮にした場合に、この技術管理者を置いて委託というのは、この条例のもとで可能なのか、どうなのか、お聞かせいただきたいと思えます。今の環境センターでいくと、これは大丈夫ですよ、OKで

すよということですが、委託というのは可能なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○森内一歳委員長 早川センター長。

○早川環境センター長 技術管理者を置いて委託というのは可能でございます。

○森内一歳委員長 森西委員。

○森西正委員 計画ありませんし、今後どういう形になるかわかりませんが、そういうこともできるということでお聞きして、それも可能だということ認識をしておきたいと思います。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 一般の補正でもお聞きいただきましたけれども、減額された国保財政安定化支援事業繰入金ですね、国から、市の繰入金が減らされるということですが、この繰入金の算定方法が変わったと聞きましたけれども、どういう理由で、どうしてこんな感じに変わったのかという説明は受けられましたでしょうか。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 この件につきましては、交付税の制度上の問題でございますので、私どもは平成22年度につきましては補正予算で拡大をするということで、23年度も、そういう形で続いてま

いりましたので、前年度実績を参考に10%を見込んで予算を計上させていただいたところでございますが、その後、24年4月25日に総務省自治財政局調整課から、24年度の国民健康保険繰入金についてということで、地方財政計画においてこう決まりましたのでということでご連絡をいただいた結果、計数が変わっておったということでございます。先ほども申し上げましたように、軽減世帯数はふえておまして、ほぼ私どもの当初見込みに近いような額が本来であれば交付されるはずであったということでございます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 平成22年度、23年度ふえた。24年度は、組んでしもうてから4月25日に、変更の通知があったということなんですけれども、何でふえて、何で減るといふ算定になるのかという理由の説明は国からはないんですか。どうしてこう変更されるのか、それをお聞かせ願います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 先ほど申し上げましたように、平成22年度は交付税措置を拡大するということでございました。私ども、24年度に当たって交付税措置を縮小するということは特に聞いておりませんでしたので、先ほどのような形で計上させていただいたということでございます。結果的には、今申し上げたような通知が、年度が変わって始まってから私どもに来たということでございます。交付税の拡大時には、逆に当初の見込みよりも非常に大きな額をいただいております。

先ほども申し上げましたように、予算計上額について財政当局ともご相談をさせていただいたんですけれども、国保財

政安定化支援事業繰入金と申しますのは、地方交付税に算定された額を繰り入れするというものでございますので、交付税に算入された額を繰り入れさせていただくということで、最終的に今回補正減額を上げさせていただいている次第でございます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 国は政策で平成22年度に拡大したわけですよね。交付税を大きくしますよと。地方にあげますよと。ことしは小さくしますよという方針を国は持ってきたわけで、その理由というか、何でやねんという話にはならないんですか。説明を受けたとか。要するに、変わりましたと。ふえました、減りましたはわかるんです。その国の方針というか、交付税をなんで24年度に絞らないかんかったのかという説明は受けられないんですか。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 総務省から私どもあてに、そういった理由というのは特に通知がございませんので、はい、そのとおりです。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 国の地方自治全体のあり方という話になってくるのかもしれないんですけども、国保としてはやっぱり厚労省管轄でお金が動いてくるわけですから、こんなに減らされたら困るとかいう話をしっかり国にも、自治体として、国保会計を預かる者として物を言っしてほしいと思ってるんです。だから、何で減るねんというぐらいの理由ぐらいは聞いてほしいと思います。

だから、この平成22年度、23年度が交付、去年の決算でも、これがふえたんでこの22年度予算黒字になりましたという感じできてたわけですね。24年

度、これも減りましたいうたら、赤字になるわけですね。補正予算書の6ページの歳入のところ見ていただいたら、雑入で結局入れかえをしている。この雑入というのは、これ繰り上げ充用と同じで赤字なんですよ。これを今回ほっといてええのかどうかという疑問を感じるんですけども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 国保財政の安定化につきましては、市長会を通じまして、全ての市町村が安定して国保財政を運営できるように、これは強く国には要望しているところでございます。その流れに沿って国保の都道府県統一化があると私は思っております。やはり小さな市町村が、こういう形で財政的に不安定な状態にさらされると。こういう状態がいつまでも続いていいとは私は思っておりませんので、国が国民会議においてきちっと方針を決めていただいて、そういう不安定な財政状況に陥らないように、しっかり責任を持って国民皆保険を支えていただきたいと思います。これは切なる願いでございますので、市長会を通じてそういった要望を私どももさせていただいておるところでございます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 意見だけ最後に言わせてもらいたいと思うんですけども、結局、安定化と言いながら国保会計、あんまり国はしっかり見てくれてないですよ。統一化、さっき話が出ました。統一化のためには、赤字なくしなさいっていうてるわけですね、国がね。ところが、赤字なくしなさいが、結局こんなことになったら、結局これ赤字がふえるということになってる。そんな矛盾はどうかと思いますので、しっかりと国に物をいう

てもらいたいということで、よろしくお
願いをいたします。

○森内一歳委員長 ほかに。
ないですか。

弘委員、いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で質疑を終わ
ります。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第59号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質
疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 質疑なしと認め、質
疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質
疑に入ります。

質疑のある方。

ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 質疑なしと認め、質
疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 討論なしと認め、採
決します。

議案第54号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

次に、議案第56号について、可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第58号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第59号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第64号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 山 崎 雅 数